

6 消安第4468号
令和6年11月6日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底
について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただき、本病の防疫対策に御協力をお願いします。

別記

一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
全国養鶏経営者会議会長
日本成鶏処理流通協議会会長
一般社団法人日本卵業協会会長
全国たまご商業協同組合理事長
全国鶏卵加工協議会会長
一般社団法人日本伝書鳩協会会長
一般社団法人 日本鳩レース協会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
豊橋養鶏農業協同組合組合長
公益社団法人 中央畜産会会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長

一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
協同組合 日本飼料工業会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長
全国飼料輸入協議会会長
飼料輸出入協議会会長
日本食肉輸出入協会会長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
全国食肉事業協同組合連合会会長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
公益財団法人 日本食肉流通センター理事長
日本石灰協会会長
日本石灰工業組合理事長

6 消安第 4468 号
令和 6 年 11 月 6 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和 6 年 9 月 12 日付け 6 消安第 3505 号農林水産省消費・安全局長通知）等を踏まえ、家きん飼養農場における発生予防対策等についてご指導いただいているところです。

今シーズンは、これまでで最も早く 10 月 17 日に北海道（肉用鶏農場）で本病が確認されて以降、短期間のうちに、千葉県（10 月 23 日、採卵鶏農場）、新潟県（10 月 26 日、採卵鶏農場）、島根県（10 月 31 日、採卵鶏農場）、そして本日は新潟県で 2 例目となる本病の疑似患畜（11 月 6 日、採卵鶏農場）が確認されています。これは、過去最多の発生となった令和 4 年シーズに匹敵するペースであり、周辺において死亡野鳥等から本病ウイルスが検出されていない地域でも発生が確認されており、既に全国どこで発生してもおかしくない状況となっており、最大限の警戒が必要となっています。

全国的に本病ウイルスが存在していると考えられる中、渡り鳥の飛来が本格化し、今後さらに環境中のウイルス濃度が高まり本病の発生リスクがさらに増大すると考えられることから、各都道府県においては、家きんの飼養者に警戒を促すとともに、家きん農場における本病の発生防止を図るため、下記に留意して効果的に飼養衛生管理を行うよう改めて関係者にご指導いただくようお願いします。

記

1 危機感の共有と警戒の強化

今シーズンの発生状況を改めて共有して関係者の危機感を高め、警戒を強化すること。また、地域におけるまん延を防ぐためにも、本病が疑われる事例については、早期に家畜保健衛生所へ通報することについて改めて

徹底すること。

2 過去に発生が確認された農場・地域における対策の強化

本年も既に、過去に発生が確認された農場での発生が複数報告されています。近年に発生が確認された農場又は地域については、本病の発生リスクを高める環境要因が揃っているものと認識し、特に重点的に防疫対策を呼び掛けること。

3 これまでの発生から得られた知見を活かした効果的な飼養衛生管理等の徹底

農場及び家きん舎へのウイルス侵入を効果的に防止するため、特に次の点について徹底すること。

(1) 飼養衛生管理区域に出入りする人、車両等の防疫対策の徹底

- ① 専用衣服及び長靴の設置及び着用を徹底するとともに、交換に当たって交差汚染が生じない動線を確認すること。
- ② 家きん舎ごとの専用長靴の設置及び使用、手指消毒等について適切に実施すること。
- ③ ウイルス侵入防止対策については、全ての従業員だけでなく、飼料等の生産資材の運搬事業者、家きんの導入・出荷等事業者、工事関係者等農場に出入りする事業者も徹底すること。

(2) 野鳥、野生動物等の侵入防止対策

- ① 家きん舎の点検により破損、隙間等を見つけた場合は速やかに修繕するとともに、除糞ベルトや集卵ベルト等の開口部にカバーやシャッターを設置する等、野生動物等の侵入防止を図ること。
- ② 堆肥舎への防鳥ネットの設置、餌こぼれの片付け、家きん死体や廃棄卵の適切な処理により野生動物等の誘引を防止すること。
- ③ 家きん舎周辺の整理整頓、草刈り等により、野生動物等の隠れやすい場所をつくらないこと。

(3) 農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

都道府県や市町村等地域が一体となって以下の取組を推進すること。

- ① 農場内や農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置により野鳥を近づけない対策を講じること。
- ② 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設やねぐら等の生息に適した環境がある場合は、枝払い等により解消を図ること。
- ③ 農場周辺において野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為は中止すること。

以上